

居宅介護支援 重要事項説明書

なごやか居宅介護支援事業所

1 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 真秀会	法人設立	平成16年4月1日
代表者名	理事長 澤 中 章 博		
所在地・連絡先	加西市下宮木町576番地 0790-49-0080		

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	なごやか居宅介護支援事業所		
所在地	加西市下宮木町512		
連絡先	0790-49-0580		
事業所番号	2872600685	開設年月日	平成26年2月1日
管理者の氏名	山添 幹雄		

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		職務の内容
		常勤 (人)	非常勤 (人)	
管理者	1人	1人	0人	従業者の管理・利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他一元的な管理
介護支援専門員	2人	1人	1人	要介護者に対する介護支援業務

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	加西市内
---------	------

事業の実施地域内では訪問等に要する交通費等はサービス利用料金に含まれています。※ただし、上記実施地域以外については、訪問等にかかる交通費を実費請求させていただく場合があります。

(4) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（祝祭日も営業）
休業日	土曜日・日曜日及び12月30日～1月3日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

3 運営方針

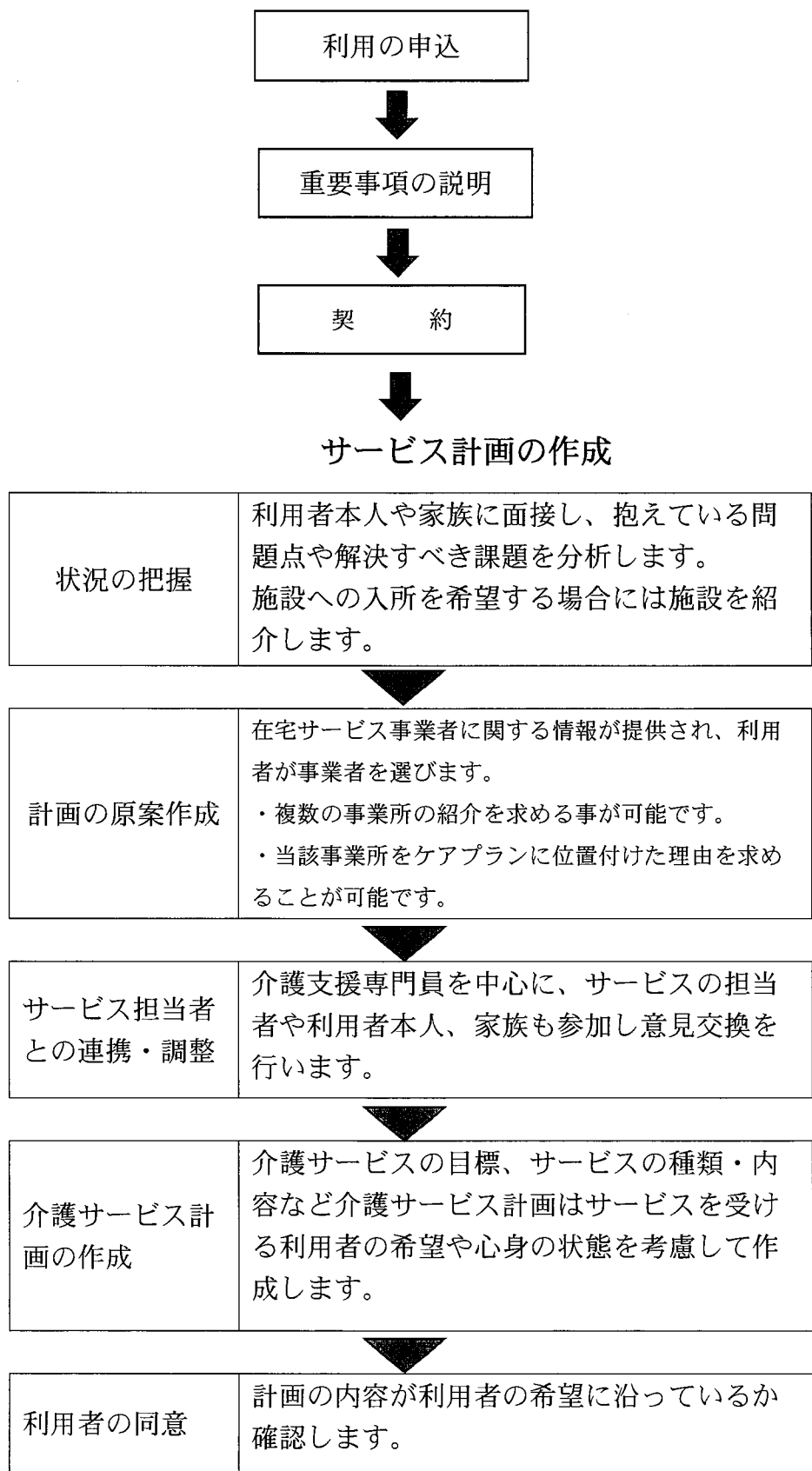
(1) 要介護状態にある方が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るように支援するために、居宅サービス計画を作成します。

利用者の心身の状況また、おかれている環境等に応じて利用者の選択に基づいた適切な福祉サービスおよび保健医療サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援します。

(2) 居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思および人格を尊重すると共に、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類また、特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に事業を実施します。

市区町村、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



4 利用料金及び居宅介護支援費

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。（※保険料の滞納等により、法定代理受領をできなくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて所定の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、お住まいの市区町村窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。）

居宅介護支援費（Ⅰ）

・居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない事業所

○	居宅介護支援費（ⅰ）	介護支援専門員1人あたりの取り扱い件数が45未満である場合又は45以上である場合において、45未満の部分	要介護1.2	10,860円
			要介護3.4.5	14,110円
	居宅介護支援費（ⅱ）	介護支援専門員1人あたりの取り扱い件数が45以上である場合において45以上60未満の部分	要介護1.2	5,440円
			要介護3.4.5	7,040円
	居宅介護支援費（ⅲ）	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が45以上である場合において、60以上の部分	要介護1.2	3,260円
			要介護3.4.5	4,220円

居宅介護支援費（Ⅱ）

・指定居宅サービス事業者等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムの活用及び事務職員の配置を行っている事業所

	居宅介護支援費（ⅰ）	介護支援専門員1人あたりの取り扱い件数が50未満である場合又は50以上である場合において、50未満の部分	要介護1.2	10,860円
			要介護3.4.5	14,110円
	居宅介護支援費（ⅱ）	介護支援専門員1人あたりの取り扱い件数が50以上である場合において50以上60未満の部分	要介護1.2	5,270円
			要介護3.4.5	6,830円
	居宅介護支援費（ⅲ）	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が50以上である場合において、60以上の部分	要介護1.2	3,160円
			要介護3.4.5	4,100円

利用料金及び居宅介護支援費（減算）

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・指定密着通所介護・指定福祉用具貸与)	1 月につき 200 単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が 2 月以上継続している場合算定できない。	基本単位数の 50%に減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	厚生労働大臣が定める高齢者虐待防止のための基準を満たさない場合	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
業務継続計画未実施減算	業務継続計画を策定していない場合	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算（令和 7 年 4 月以降）

加算料金（要件を満たした場合に、上記金額に加算されます）

	加算名	料金	要件（抜粋）
	特定事業所加算（Ⅰ） （Ⅱ） （Ⅲ） （A）	5.190 円 4.210 円 3.230 円 1.140 円	・（Ⅰ）①常勤専従の主任ケアマネジャーを 2 人以上配置。サービスの提供に支障がない場合、事業所の他の職務、または同一敷地内の他事業所の職務と兼務してもよい。②常勤専従のケアマネジャーを 3 人配置。サービスの提供に支障がない場合、事業所の他の職務、または同一敷地内の他事業所の職務と兼務してもよい。③利用者情報等の伝達等の為の会議の定期的開催 ④24 時間連絡体制と利用者等の相談対応体制の確保 ⑤算定月の総利用数のうち要介護 3～5 の割合が 40%以上 ⑥計画的な研修の実施 ⑦地域包括支援センターからの困難事例への対応 ⑧家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障がい者、生活困窮者、難病患者などの支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加 ⑨特定事業所集中減算を算定していない ⑩ケアマネ 1 人当たり利用者平均件数 45 件未満（居宅介護支援Ⅱの場合は 50 件未満）⑪介護支援専門員実習研修の科目「ケアマネジメント基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保 ⑫他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施 ⑬必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルを含む）が包括的に提供されるようなケアプランを作成 ・（Ⅱ）①（Ⅰ）②③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬を満たす ②常勤専従の主任ケアマネを 1 人配置。サービスの提供に支障がない場合、事業所の他の職務、または同一敷地内の他事業所の職務と兼務してもよい。 ・（Ⅲ）①（Ⅰ）③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬を満たす②（Ⅱ）②を満たす ③常勤専従のケアマネを 2 人配置。サービスの提供に支障がない場合、事業所の他の職務、または同一敷地内の他事業所の職務と兼務してもよい。 ・（A）①（Ⅰ）③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬を満たす。ただし④⑥⑪⑫は他事業所との連携でも可 ②（Ⅱ）②を満たす ③常勤専従、非常勤専従のケアマネをそれぞれ 1 人配置。サービスの提供に支障がない場合、事業所の他の職務、または同一敷地内の他事業所の職務と兼務してもよい。

[illegible]

※上記料金を改定する場合には、1月以上前に利用者に対して文書にて連絡するものとします。

5 サービス内容に関する苦情（契約書 第5条関係）

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情の対応窓口を設けています。

対応担当者	なごやか居宅介護支援事業所 山添 幹雄
電話番号	0790-49-0580
受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:30

行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会	〔連絡先〕 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 TEL 078-332-5617 FAX 078-332-5650 〔受付時間〕 月曜日～金曜日 9:00～17:15
加西市介護保険担当窓口	〔連絡先〕 加西市役所健康福祉部長寿介護課 TEL 0790-42-8788 〔受付時間〕 月曜日～金曜日 8:30～17:15

6 守秘義務（契約書 第7条関係）

事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者に漏らしません。

また、利用者及びその家族に関わる居宅サービス計画書を立案するためのサービス担当者会議での情報提供や、居宅介護支援事業者とサービス事業者との連絡調整において、個人の情報提供が必要となった場合、居宅介護サービス計画に位置づけられた事業者、主治医及び保険者に対し使用させていただきます。なお、個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係する者以外には漏らしません。また、個人情報を使用する場合には、予め利用者またはそのご家族からの同意をいただきます。（同意が得られない場合には、円滑なサービス調整ができず、一体的なサービス提供ができない場合があります。）

7 緊急時の対応

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

8 主治の医師及び医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- ① 利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業所が医療機関に伝わるよう、入院時の持参する医療保険証またはお薬手帳に当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いします。
- ② また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

9 個人情報の保護

利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。

個人情報の取り扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適正かつ迅速に対応するものとします。

10 事故発生時の対応（契約書 第4条）

事業者は、居宅介護支援サービスの実施に当たり、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を取ると共に、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合には、当法人が加入している損害賠償責任保険の範囲内において、その損害を賠償します。その場合の過失程度については、加入の損害賠償保険会社の判断に委ねます。

11 記録の保管

事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から5年間の間保管します。

- (1) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 個々の利用者ごとの居宅介護支援等に関する記録

12 ご利用者ご自身によるサービスの選択と同意

ご利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を、下記の通り適正にご利用者またはご家族に対して提供するものとします。

- ① 指定居宅介護支援の提供に際し、予めご利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事ができること、ご利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所の選定理由を求めることができることを説明します。
- ② 特定の事業者に不当に偏した情報を提供することや、ご利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- ③ 居宅サービス計画等の原案計画に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議を開催、またはやむを得ない事由で開催できない場合には照会等により、当該サービス担当者との合意を図ります。

13 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために。次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。
その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 5 虐待の防止

- ① 事業所では、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催しその結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備します。
 - (3) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
 - (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

16 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。

(1) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	11%
通所介護	9%
地域密着型通所介護	22%
福祉用具貸与	41%

(2) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ヘルパーステーションころ 54%	ラヴィかさいホームヘルパーステーション 19%	コケコッコースマイル 13%
通所介護	元気アップ加西デイサービスセンター 41%	おうちデイはる 36%	PLUS ケア加西 16%
地域密着型通所介護	デイサービスセンター なごやか 41%	春夏秋冬デイサービスセンター 13%	リハビリデイなごみ庵 12%
福祉用具貸与	福祉体験館 40%	介護ショップ赤とんぼ 24%	シニアハウスプラン 22%

判定期間 (令和7年度)

☒ 前期 (3月1日から8月末日)

☐ 後期 (9月1日から2月末日)

(なごやか居宅介護支援事業所)

居宅介護支援契約における個人情報使用同意書

(なごやか居宅介護支援事業所)

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

【使用目的】

介護保険法に関する法令に従い、計画作成に必要な場合及び介護サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合に使用するものとする。

【使用条件】

①個人情報の使用は、前述の目的の範囲内で行うこととし、関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

②個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

【個人情報の内容】

個人情報とは、介護保険法に基づく介護サービス等を提供する上で必要な次に掲げるものとする。

氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が居宅介護支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報等。

認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見

【使用する期間】

使用期間は、契約日から契約終了日までとする。

事業所	なごやか居宅介護支援事業所
-----	---------------

同意した日

令和

年

月

日

利用者

住所

氏名

印

利用者代理人

住所

氏名

印

家族の代表

住所

氏名

印

※家族の代表で署名される方は情報提供いただく方から事業所が使用することに同意してサインします。